

変更・再交付申請手続きのご案内 自立支援医療費(精神通院)

■ 変更申請を行う場合に必要な書類

(1) 変更申請を行う場合に必要な書類

御用意できたものに☑を入れてください

- 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書
 - ・ 医療機関の変更や生活保護の開始・終了に伴う所得区分の変更申請を行う場合
- 自立支援医療受給者証等記載事項変更届(精神通院医療)
 - ・ 氏名・住所・健康保険等の変更を行う場合
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
 - ・ 受診者が18歳未満の場合は、本人と保護者のものが必要です
- 自立支援医療受給者証(原本、もしくは申請用紙の本人控え)

(2) 変更申請を行う場合に、申請内容により必要な書類

- 受診者本人の健康保険証の写し
 - ・ 健康保険証をマイナ保険証へ切り替えた場合、以下①～④いずれかで、資格取得日が記載されているもの
 - ・ マイナンバーカードのみご持参された場合、資格情報が確認できないため申請できません
 - ① 有効期限のある、従前の健康保険証の写し
 - ② 加入する医療保険の保険者から交付された「資格確認書」の写し
 - ③ 加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)の写し
 - ④ マイナポータルから資格情報の画面を印刷したもの
(「資格取得日」と「被保険者氏名」を含む資格情報画面のスクリーンショットの写し、もしくは、「端末に保存」をクリックして保存したPDFファイルの写し+マイナポータル資格情報画面の提示)
- 生活保護の開始日や終了日がわかる書類
 - ・ 生活保護受給開始や終了による、健康保険証の変更申請を行う場合
- 同意書(生活保護を終了される場合)

(3) 注意事項

- ・ 生活保護を受給している場合、受給している住所地で変更手続きを行っていただく場合があります
- ・ 障害者サービスによるグループホーム等や高齢者施設等へ入居される場合は、転入前の住所地で変更手続きを行っていただく場合があります

■ 再交付申請を行う場合に必要な書類

御用意できたものに☑を入れてください

- 自立支援医療受給者証再交付申請書(精神通院医療)
- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- マイナンバーカードをお持ちでない場合は、本人確認のできる書類

■ 本人および代理人の本人確認書類について

- 本人による申請の場合 以下の ① 又は ②がが必要です
 - ① 顔写真付き本人確認書類 1点 例:マイナ保険証、写真付きの障害者手帳、運転免許証など
 - ② 官公署から発行された書類(顔写真なし)1点 例:健康保険証、自立支援医療受給者証
氏名が分かる書類1点 例:社員証、銀行の預金通帳やキャッシュカードなど 計2点
- 代理人による申請の場合 以下の ③ 及び ④が必要です
 - ③ 自立支援医療受給者本人のもので、以下いずれかが必要
 - ・ 官公署が発行する本人確認書類 例:マイナンバーカード、健康保険証等
 - ・ 戸籍謄本その他その資格を明する書類(成年後見人等の法定代理人の場合)
 - ・ 任意の書式の委任状(任意代理人)
 - ④ 代理人の本人確認書類(「□本人による申請の場合」に記載されている、① 又は ② と同様のもの)

【申請窓口】

春日部市役所 障がい者支援課:春日部市中央七丁目 2-1/ 048-736-1131
庄和総合支所 福祉・健康保険担当:春日部市金崎 839-1 /048-746-9702